一般事業主行動計画(女性活躍推進法)

女性職員が就業を継続し、活躍できる雇用環境の整備に取り組むことを目的 に次の行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

2. 内容

●長時間労働の是正に関する事項

目標:長時間労働の是正等、働き方改革に向けた取り組みを行い、職員1人当たりの月平均残業時間を20時間以内とする。

●実施時期 · 取組内容

令和4年4月から

- ◇定期的に課及び事業所ごとのミーティング行い、ノー残業デーの周知 徹底を図るとともに時間外労働の削減を推進する。
- ◇上司による面談を行い、業務効率化の検討及び業務分担の見直しを図る。

3. その他

- ●女性活躍に関する情報公表
 - ◇全職員に占める女性職員の割合 90%
 - ◇管理職(課長、事業所長、園長)に占める女性職員の割合 91%